

独立行政法人大学入試センター情報セキュリティ対策室の設置について

〔平成29年3月31日〕
理事長 裁定

改正 平成31年3月29日理事長裁定

独立行政法人大学入試センター情報セキュリティ対策室の設置について

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、情報セキュリティの確保及び水準の向上並びに管理体制の整備を図るため情報セキュリティ対策室を置く。

(組織)

第2条 情報セキュリティ対策室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総務課長
- 二 総務課課長補佐のうちから理事長が指名する者
- 三 情報セキュリティ係長
- 四 その他理事長が必要と認めた者

2 情報セキュリティ対策室に室長及び室長補佐を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 室長 総務課長
- 二 室長補佐 前項第2号に掲げる者

(その他)

第3条 この裁定に定めるもののほか、情報セキュリティ対策室に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この裁定は、平成31年4月1日から施行する。